

# 令和2年度 第1回大東清掃センター公害防止対策協議会

日 時：令和2年7月29日（水）

午後2時～3時30分

場 所：大東清掃センター2階研修室

## 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 役員選出

4 議 題

(1) 令和元年度施設の稼働状況について

(2) 令和元年度各種測定結果について

(3) 令和元年度施設周辺住民健康診断受診者数について

5 その他

6 閉 会

## 令和2年度 大東清掃センター公害防止対策協議会委員名簿

任期 令和2年7月11日から令和4年7月10日

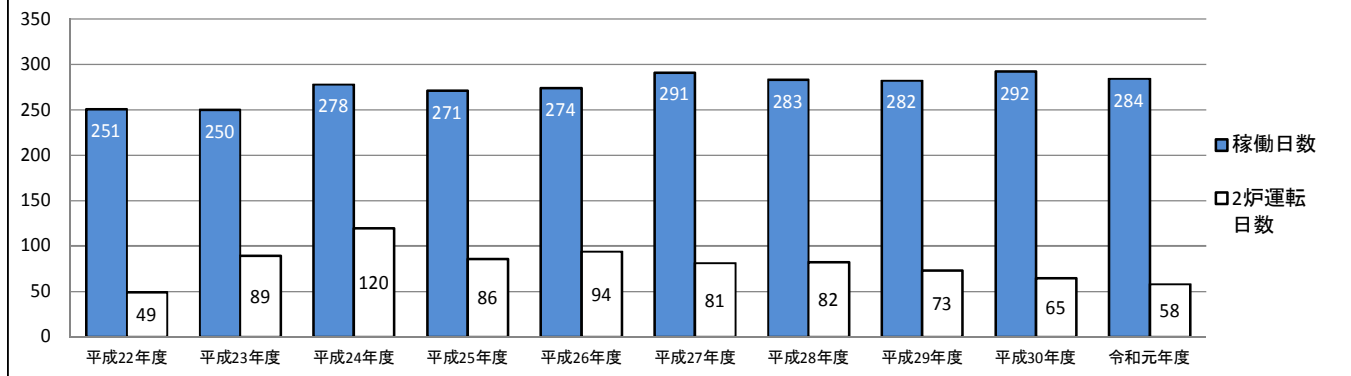
職名	地区	氏名	備考
	長者	佐藤 斎博	
	長者	菊池 利男	
	長者	佐藤 美心	
	羽根折沢	佐藤 甲子夫	
	羽根折沢	佐藤 悦男	
	羽根折沢	菊池 学	
	町下	佐藤 正彦	
	町下	小野寺 敬一	
	町下	奥玉 昌代	
	寺崎前	佐藤 文橘	
	組合議員	金野 盛志	
	組合議員	岩淵 善朗	
	大東支所市民課	佐藤 信彦	
	千厩支所市民課	千葉 紀代	

# 報告(1) 令和元年度施設の稼働状況について

## 焼却施設稼働状況

	焼却量(t)	稼働日数	2炉運転日数	平均焼却量(1日当り)t	牧草焼却量(t)	牧草焼却日数	1日当りの牧草平均焼却量(t)	備考
平成22年度	9,848.83	251	49	39.24				
平成23年度	11,019.03	250	89	44.08	125.56	34	3.69	2/6より汚染牧草の焼却を開始、運転日数は34日
平成24年度	13,756.76	278	120	49.48	1077.48	237	4.55	牧草・ガレキ焼却
平成25年度	11,802.09	271	86	43.55	409.84	94	4.36	牧草を焼却した8/23までの運転日数は94日
平成26年度	12,267.98	274	94	44.77	871.46	192	4.54	利用自肅牧草は5月28日から焼却を開始し、192日焼却をした。
平成27年度	11,887.58	291	81	40.85	972.89	224	4.34	
平成28年度	11,606.77	283	82	41.01	566.02	173	3.27	1/16よりペレット化した牧草の焼却開始
平成29年度	11,063.00	282	73	39.23	426.54	235	1.82	
平成30年度	11,375.39	292	65	38.96	324.22	171	1.90	ペレット290.51t 牧草サイレージ33.71t 奥州金ヶ崎行政事務組合 464.19t
令和元年度	10,825.62	284	58	38.12				

## 稼働日数等の推移



## 年度別処理量

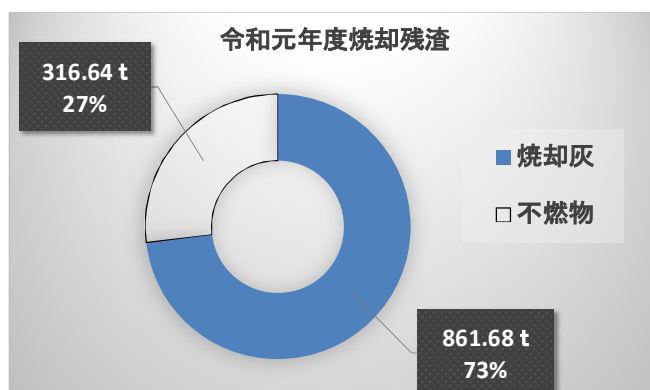
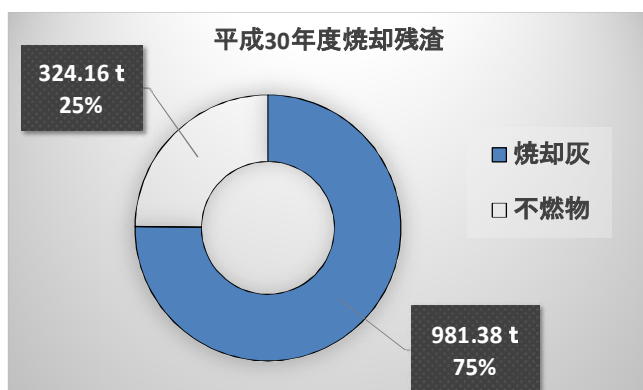
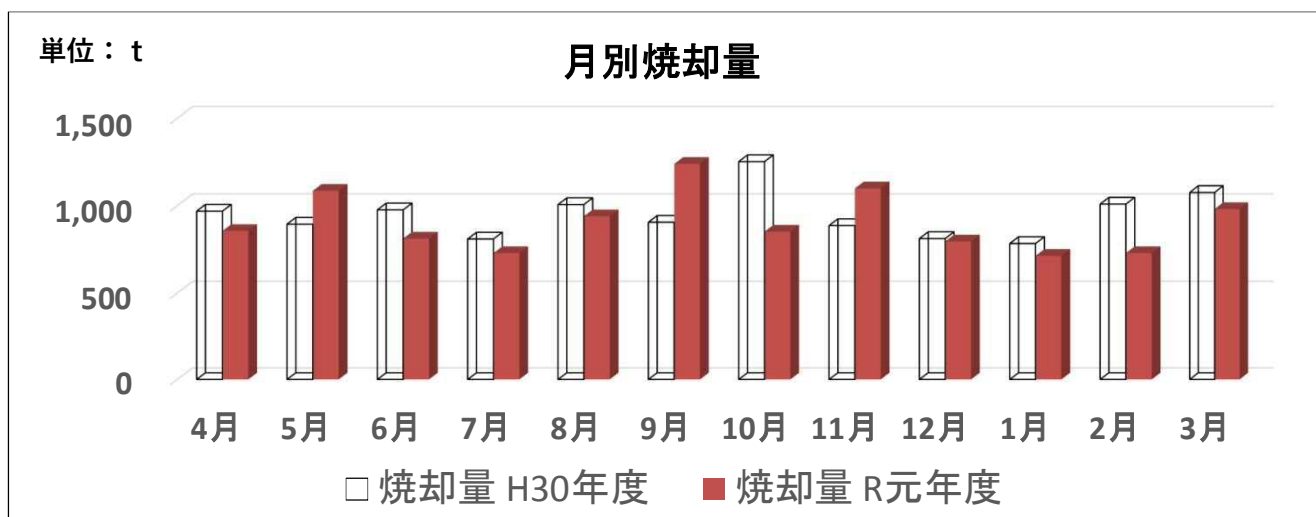


# 令和元年度 月別焼却量

単位:t

項目	焼却量			焼却残さ量						焼却残さ計		
				焼却灰			不燃物					
	H30年度	R元年度	増減	H30年度	R元年度	増減	H30年度	R元年度	増減	H30年度	R元年度	増減
4月	968.55	855.34	△ 113.21	90.22	70.32	△ 19.90	29.20	24.05	△ 5.15	119.42	94.37	△ 25.05
5月	893.95	1,085.19	191.24	82.47	91.55	9.08	29.53	35.92	6.39	112.00	127.47	15.47
6月	975.79	811.53	△ 164.26	84.87	66.37	△ 18.50	28.29	25.71	△ 2.58	113.16	92.08	△ 21.08
7月	809.03	728.38	△ 80.65	73.98	54.76	△ 19.22	22.43	22.64	0.21	96.41	77.40	△ 19.01
8月	1,006.10	939.17	△ 66.93	88.61	74.38	△ 14.23	25.91	28.7	2.79	114.52	103.08	△ 11.44
9月	905.15	1,238.90	333.75	79.37	93.81	14.44	27.62	32.99	5.37	106.99	126.80	19.81
10月	1,252.16	851.34	△ 400.82	107.30	64.97	△ 42.33	34.70	23.82	△ 10.88	142.00	88.79	△ 53.21
11月	885.84	1,099.06	213.22	71.77	86.65	14.88	24.98	32.14	7.16	96.75	118.79	22.04
12月	811.59	795.02	△ 16.57	67.50	65.67	△ 1.83	20.02	19.76	△ 0.26	87.52	85.43	△ 2.09
1月	783.20	712.89	△ 70.31	63.72	56.17	△ 7.55	20.27	21.51	1.24	83.99	77.68	△ 6.31
2月	1,008.76	728.36	△ 280.40	81.88	62.40	△ 19.48	30.44	24.99	△ 5.45	112.32	87.39	△ 24.93
3月	1,075.27	980.44	△ 94.83	89.69	74.63	△ 15.06	30.77	24.41	△ 6.36	120.46	99.04	△ 21.42
合計	11,375.39	10,825.62	△ 549.77	981.38	861.68	△ 119.70	324.16	316.64	△ 7.52	1305.54	1178.32	△ 127.22

※平成30年度焼却量は、H30年4月～H31年1月までの10か月分の牧草焼却量 324.22t を含む



# 令和元年度大東清掃センター一般廃棄物搬入量調書

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	31年度 合 計	30年度	比較	
可燃ごみ	可燃ごみ(収集)	491.39	651.85	491.87	605.27	655.36	534.13	567.43	505.24	521.80	562.53	431.30	527.59	6,545.76	6,604.00	△ 58.24	
	可燃ごみ(市町持込)	2.54	3.57	4.35	5.18	1.69	1.84	2.25	4.44	3.38	3.60	2.89	10.38	46.11	53.40	△ 7.29	
	可燃ごみ(家庭持込)	26.96	34.08	22.22	28.38	32.65	21.93	27.02	23.57	22.17	17.68	19.98	33.72	310.36	296.74	13.62	
	可燃ごみ(家庭許可)	0.82	2.17	2.54	0.46	0.70	1.22	1.46	0.87	1.50	0.40	0.40	1.60	14.14	20.68	△ 6.54	
	可燃ごみ(事業)	156.38	177.29	154.36	173.37	168.93	156.22	161.73	146.47	148.38	157.89	133.35	150.78	1,885.15	1,943.18	△ 58.03	
	可燃ごみ(災害)	0.33	4.63	1.38	0.00	0.00	5.01	1.83	1.62	0.12	0.00	0.00	0.00	14.92	7.57	7.35	
	公共施設可燃ごみ	22.77	23.90	22.57	24.47	20.89	23.24	23.89	23.30	22.46	23.30	20.48	24.69	275.96	285.70	△ 9.74	
	小計	701.19	897.49	699.29	837.13	880.22	743.59	785.61	705.51	719.81	765.40	608.40	748.76	9,092.40	9,999.68	△ 907.28	
不燃ごみ	不燃ごみ(収集)	37.62	33.12	34.15	27.36	30.40	29.45	30.19	28.35	32.81	25.65	27.94	26.78	363.82	367.47	△ 3.65	
	不燃ごみ(市町持込)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	不燃ごみ(家庭)	8.39	10.04	8.45	7.90	10.16	9.00	8.02	7.05	8.83	5.96	7.04	9.64	100.48	96.70	3.78	
	不燃ごみ(家庭許可)	0.31	1.01	0.81	0.00	0.28	0.64	0.49	0.50	0.46	0.00	0.10	0.14	4.74	9.44	△ 4.70	
	不燃ごみ(災害)	0.00	0.14	0.00	0.00	0.00	0.20	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.34	0.00	0.34	
	不燃ごみ(不法投棄)	1.08	0.63	0.74	0.06	0.39	0.14	0.56	0.76	0.04	0.28	0.05	0.12	4.85	4.81	0.04	
	蛍光管	0.75	0.00	0.69	0.00	0.54	0.00	0.43	0.00	0.54	0.00	0.66	0.00	3.61	3.39	0.22	
	小計	48.15	44.94	44.84	35.32	41.77	39.43	39.69	36.66	42.68	31.89	35.79	36.68	477.84	481.81	△ 3.97	
粗大ごみ	可燃性粗大(家庭)	33.44	33.49	33.44	30.24	35.86	29.16	27.48	23.65	25.30	16.98	16.67	33.06	338.77	359.65	△ 20.88	
	可燃性粗大(事業)	2.02	2.26	4.14	4.44	2.97	5.27	4.75	1.99	2.78	1.28	2.00	2.21	36.11	37.00	△ 0.89	
	可燃性粗大(災害)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	不燃性粗大(家庭)	10.75	11.16	9.44	7.52	9.45	9.00	8.38	10.40	8.54	8.84	5.35	12.95	111.78	119.69	△ 7.91	
	粗大収集	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.32	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.32	0.00	12.32	
	小計	46.21	46.91	47.02	42.20	48.28	43.43	52.93	36.04	36.62	27.10	24.02	48.22	498.98	516.34	△ 17.36	
缶	カン(収集)	8.14	7.58	8.45	7.01	9.71	8.23	6.76	6.96	7.36	6.28	7.29	5.87	89.64	91.72	△ 2.08	
	カン(家庭)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	カン(事業)	0.60	0.65	0.58	0.67	0.58	0.55	0.62	0.60	0.63	0.50	0.49	0.51	6.98	7.05	△ 0.07	
	小計	8.74	8.23	9.03	7.68	10.29	8.78	7.38	7.56	7.99	6.78	7.78	6.38	96.62	98.77	△ 2.15	
ガラスびん	ビン(収集)	35.43	32.03	37.26	29.21	36.58	32.93	29.13	27.67	31.76	26.44	28.06	25.26	371.76	395.74	△ 23.98	
	ビン(家庭)	0.10	0.07	0.06	0.09	0.10	0.25	0.10	0.00	0.06	0.00	0.06	0.04	0.93	1.41	△ 0.48	
	ビン(事業)	0.43	0.99	0.84	0.90	0.61	0.79	0.56	1.53	0.33	1.14	0.31	0.81	9.24	11.34	△ 2.10	
	小計	35.96	33.09	38.16	30.20	37.29	33.97	29.79	29.20	32.15	27.58	28.43	26.11	381.93	408.49	△ 26.56	
ペットボトル	ペットボトル(収集)	6.07	7.65	8.20	7.54	11.30	9.61	6.37	6.23	6.24	5.73	5.47	6.05	86.46	86.72	△ 0.26	
	ペットボトル(事業)	0.05	0.10	0.05	0.09	0.05	0.05	0.11	0.05	0.09	0.06	0.09	0.05	0.84	0.82	0.02	
	小計	6.12	7.75	8.25	7.63	11.35	9.66	6.48	6.28	6.33	5.79	5.56	6.10	87.30	87.54	△ 0.24	
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装(収集)	11.79	12.24	12.36	11.41	13.39	12.15	10.64	11.39	11.93	12.03	11.39	11.52	142.24	145.04	△ 2.80	
	小計	11.79	12.24	12.36	11.41	13.39	12.15	10.64	11.39	11.93	12.03	11.39	11.52	142.24	145.04	△ 2.80	
トレイ	トレイ(収集)	0.20	0.20	0.20	0.19	0.19	0.21	0.18	0.19	0.22	0.15	0.18	0.22	2.33	2.38	△ 0.05	
	小計	0.20	0.20	0.20	0.19	0.19	0.21	0.18	0.19	0.22	0.15	0.18	0.22	2.33	2.38	△ 0.05	
紙パック	紙パック(収集)	0.21	0.20	0.16	0.14	0.15	0.21	0.13	0.21	0.21	0.21	0.17	0.19	2.19	2.60	△ 0.41	
	小計	0.21	0.20	0.16	0.14	0.15	0.21	0.13	0.21	0.21	0.21	0.17	0.19	2.19	2.60	△ 0.41	
段ボール	古紙	ダンボール(収集)	5.35	5.05	3.86	3.51	5.16	4.67	3.60	3.42	5.14	4.23	4.05	5.25	53.29	53.83	△ 0.54
		ダンボール(家庭)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		ダンボール(事業)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		小計	5.35	5.05	3.86	3.51	5.16	4.67	3.60	3.42	5.14	4.23	4.05	5.25	53.29	53.83	△ 0.54
新聞	新聞(収集)	7.31	6.95	6.11	4.66	6.55	6.58	5.18	6.84	8.75	5.15	6.38	6.81	77.27	79.16	△ 1.89	
	小計	7.31	6.95	6.11	4.66	6.55	6.58	5.18	6.84	8.75	5.15	6.38	6.81	77.27	79.16	△ 1.89	
雑誌	雑誌(収集)	12.66	12.00	10.94	9.56	11.21	11.58	8.66	10.04	13.29	12.15	9.81	13.24	135.14	134.74	0.40	
	小計	12.66	12.00	10.94	9.56	11.21	11.58	8.66	10.04	13.29	12.15	9.81	13.24	135.14	134.74	0.40	
	古紙合計	25.53	24.20	21.07	17.87	23.07	23.04	17.57	20.51	27.39	21.74	20.41	25.49	267.89	270.33	△ 2.44	
公共施設資源ごみ	種別無し資源ごみ	0.29	0.30	0.39	0.32	0.50	0.34	0.32	0.32	0.28	0.29	0.24	0.26	3.85	4.59	△ 0.74	
※小型家電	ボックス回収(市町持込)	0.35	0.34	0.45	0.31	0.36	0.37	0.35	0.27	0.35	0.35	0.43	0.34	4.27	5.77	△ 1.50	
合計	可燃総計	736.65	933.24	736.87	871.81	919.05	778.02	817.84	731.15	747.89	783.66	627.07	784.03	9,467.28	10,396.33	△ 929.05	
	不燃総計	59.25	56.44	54.73	43.15	51.58	48.80	60.74	47.33	51.57	41.08	41.57	49.97	606.21	607.27	△ 1.06	
	資源総計	88.63	86.01	89.46	75.30	96.08	88.15	72.36	75.45	86.29	74.36	73.99	76.08	982.16	1,017.14	△ 34.98	
	総計	884.53	1,075.69	881.06	990.26	1,066.71	914.97	950.94	853.93	885.75	899.10	742.63	910.08	11,055.65	12,020.74	△ 965.09	

## 報告(2) 令和元年度各種測定結果について

### 令和元年度各種測定結果

○ 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果								単位 ng-TEQ/m <sup>3</sup>	
炉	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	
1号炉	0.0027	0.000004	0.000002	0.0001	0.000076	0.0031	0.00032	0.000039	
2号炉	0.0055	0.0000071	0.0000019	0.00021	0.000054	0.0000031	0.0000014	0.0000061	

・ 令和元年度測定年月日：令和元年 9月 12日  
 【備考】 ・ 国の基準(ダイオキシン類特別措置法) 5ng-TEQ/m<sup>3</sup>  
 ・ 令和元年度測定結果は、1号炉2号炉とも公害防止協定基準値0.05ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下でした。

○ 大気中のダイオキシン類濃度測定結果								単位 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	
	地点名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
①	南長者137-1(長者会館)	0.0038	0.0078	0.0054	0.0035	0.0024	0.0038	0.0031	0.0017
②	中羽根折沢16	0.0058	0.0083	0.0051	0.0039	0.0023	0.0029	0.0030	0.0019
③-1	町下102-1(No. 1)	0.0045	0.007	0.0054	0.0034	0.0023	0.0037	0.0028	0.0021
③-2	町下102-1(No. 2)	0.0047	0.0071	0.0048	0.0033	0.0022	0.0034	0.0029	0.0024
④	大野沢75-1	0.0034	0.023	0.0081	0.0037	0.0025	0.0034	0.0032	0.0024

【備考】 ・ 令和元年度測定年月日：令和元年9月12日～13日(24時間)  
 ・ 令和元年度測定結果は、全ての測定地点において国の基準値0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下でした。

○ 土壌中のダイオキシン類濃度測定結果								単位 pg-TEQ/g	
	地点名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
①	南長者 78-3	※	11	1.1	7.7	2	5.4	1.1	2.0
②	北長者 157-1	8.2	※	8.6	8.1	6.5	6.0	4.5	4.3
③	南長者 143-3	※	4	6.4	7.9	5.1	3.8	7.3	5.9
④	中羽根折沢 155	4.1	※	0.82	7.5	1.7	4.1	4.9	2.1
⑤	中羽根折沢 80	※	1.3	1.8	2.2	1.2	1.5	1.7	1.5
⑥	中羽根折沢 8	3.5	※	4.5	5.3	5.2	2.6	3.4	2.7
⑦	下羽根折沢 60-3	※	0.59	0.5	3.7	2.4	1.6	2.6	2.9
⑧	奥玉大野沢 76-2	0.77	1.2	2.4	0.93	2.1	1.2	1.5	0.68
⑨	奥玉大野沢 85-2	4.9	2.2	2.5	5.5	4.2	2.1	3.5	3.1
⑩	奥玉大野沢 27-2	0.6	0.68	0.023	2.7	0.0074	1.6	1.5	0.84
⑪	奥玉大野沢 125	3	2	2.2	6.7	1.4	1.7	3.3	2.6
⑫	奥玉町下 229	0.14	※	0.013	0.14	0.023	0.029	0.16	0.25
⑬	奥玉鶴子沢 78	※	16	9.1	11	6.6	8.3	4.0	12

【備考】 ・ 令和元年度測定年月日：令和元年9月 13日  
 ・ 平成21年度～25年度の間、一部地域(①②③④⑤⑥⑦⑫⑬の地点)の測定を隔年で実施  
 ・ 令和元年度測定結果は、全ての測定地点において国の基準値1,000pg-TEQ/g以下でした。

○ 河川水のダイオキシン類濃度測定結果								単位 pg-TEQ/l	
	地点名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
	中羽根折沢合流点	0.19	0.42	0.36	0.094	0.062	0.058	0.052	0.044

【備考】 ・ 令和元年度測定年月日：令和元年9月13日  
 ・ 令和元年度測定結果は、国の基準値1pg-TEQ/l以下でした。

○ 周辺井戸水のダイオキシン類濃度測定結果									単位 pg-TEQ/l
	地点名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
①	大野沢3 熊谷 清	0.049	※	※	0.053	※	※	0.043	※
②	大野沢76-2 菅原 清	0.049	※	※	0.053	※	※	0.043	※
③	北長者206 菊池 隆	0.049	※	※	0.055	※	※	0.043	※
④	南長者67 藤野忠志	0.049	※	※	0.054	※	※	0.043	※
⑤	中羽根折沢166- 菊池剛志	0.049	※	※	0.054	※	※	0.045	※
⑥	下羽根折沢134 菊池文治	0.049	※	※	0.053	※	※	0.043	※

【備考】 ・平成30年度測定年月日：平成30年9月5日  
 ・周辺井戸の測定は3年ごとに実施(公害防止協定に基づく)平成30年9月5日に測定した結果、全て国の基準値1pg-TEQ/l以下でした。

○ 排ガスの成分濃度測定結果										単位 g/Nm <sup>3</sup> ・ppm
炉	項目	単位	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	協定基準値
1号炉	ばいじん	g/Nm <sup>3</sup>	0.01未満	0.01未満	0.013	0.01未満	0.01未満	0.004	0.01未満	0.02
	一酸化炭素	ppm	7.9	4.6	8	7.7	8.8	6	21	30
	窒素酸化物	ppm	43	41	51	49	58	44	38	100
	硫黄酸化物	ppm	0.02	0.024未満	0.6未満	2.1未満	2.5未満	0.19	0.019未満	30
	塩化水素	ppm	5.8	2.9	4	1.1	1.0	1.1	1.3未満	50
2号炉	ばいじん	g/Nm <sup>3</sup>	0.01未満	0.01未満	0.009	0.01未満	0.01未満	0.004	0.01未満	0.02
	一酸化炭素	ppm	6.4	9.4	19	15	2.8	17	5未満	30
	窒素酸化物	ppm	57	40	57	51	61	55	52	100
	硫黄酸化物	ppm	0.022	0.026未満	0.6未満	2.5未満	0.034未満	0.12未満	0.024未満	30
	塩化水素	ppm	26	19	2.5	1未満	32	1.6	3.2	50

【備考】 ・令和元年度測定年月日：令和元年9月12日  
 ・令和元年度測定結果は、1号炉2号炉ともに全ての測定項目において公害防止協定基準値以下でした。

○ 騒音測定結果									単位 dB
測定区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	協定基準値
朝	48	46	46	52	43	44	53	45	55
昼	50	44	43	53	45	45	48	45	60
夕	46	45	45	49	44	45	50	46	55
夜	45	45	45	49	44	45	49	46	50

【備考】 ・令和元年度測定年月日：令和元年9月12日～9月13日  
 ・令和元年度測定結果は、全ての測定区分において公害防止協定基準値以下でした。

○ 振動測定結果									単位 dB
測定区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	協定基準値
朝	41	41	36	38	32	36	35	32	60
昼	40	42	36	39	32	35	39	33	
夕	39	41	36	40	31	34	34	32	50
夜	39	40	39	40	31	35	36	33	

【備考】 ・令和元年度測定年月日：令和元年9月12日～9月13日  
 ・令和元年度測定結果は、全ての測定区分において公害防止協定基準値以下でした。

○ 臭気測定結果						単位 ppm
測定物質名	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	協定基準値
アンモニア	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.4	0.1未満	1
メチルメルカプタン	0.0005未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0005未満	0.0002未満	0.002
硫化水素	0.0005未満	0.002未満	0.002未満	0.0005未満	0.002未満	0.02
硫化メチル	0.0005未満	0.001未満	0.001未満	0.0005未満	0.001未満	0.01
二硫化メチル	0.0005未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0005未満	0.0009未満	0.009
トリメチルアミン	0.0008未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0008未満	0.0005未満	0.005
アセドアルデヒド	0.004未満	0.005未満	0.005未満	0.004未満	0.005未満	0.05
プロピオンアルデヒド	0.004未満	0.005未満	0.005未満	0.004未満	0.005未満	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.0008未満	0.001未満	0.001未満	0.0008未満	0.0009未満	0.009
イソブチルアルデヒド	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02
ノルマルパレルアルデヒド	0.0008未満	0.001未満	0.001未満	0.0008未満	0.0009未満	0.009
イソパレルアルデヒド	0.0004未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0004未満	0.0003未満	0.003
イソブタノール	0.05未満	0.01未満	0.01未満	0.05未満	0.01未満	0.9
酢酸エチル	0.1未満	0.01未満	0.01未満	0.1未満	0.01未満	3
メチルイソブチルケトン	0.05未満	0.01未満	0.01未満	0.05未満	0.01未満	1
トルエン	0.5未満	0.01未満	0.01未満	0.5未満	0.01未満	10
スチレン	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.4
キシレン	0.05未満	0.01未満	0.01未満	0.05未満	0.01未満	1
プロピオン酸	0.0005未満	0.003未満	0.003未満	0.0005未満	0.003未満	0.03
ノルマル酪酸	0.0005未満	0.0001未満	0.0002	0.0005未満	0.0001	0.001
ノルマル吉草酸	0.0005未満	0.00009未満	0.00009未満	0.0005未満	0.00009	0.0009
イソ吉草酸	0.0005未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0005未満	0.0001未満	0.001
臭気濃度	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	臭気指数10

【備考】 ・ 令和元年度測定年月日：令和元年9月12日  
 ・ 令和元年度測定結果は、全ての測定物質において公害防止協定基準値以下でした。

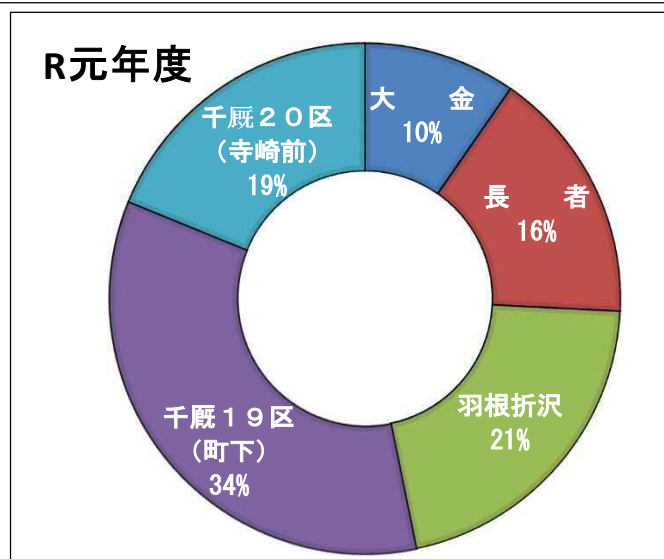
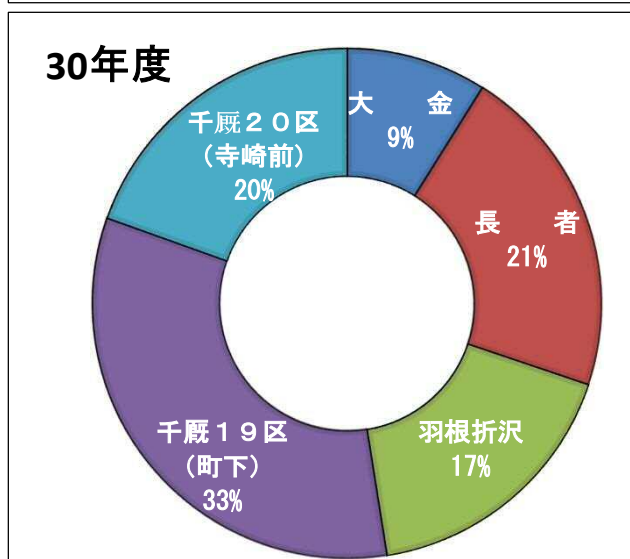
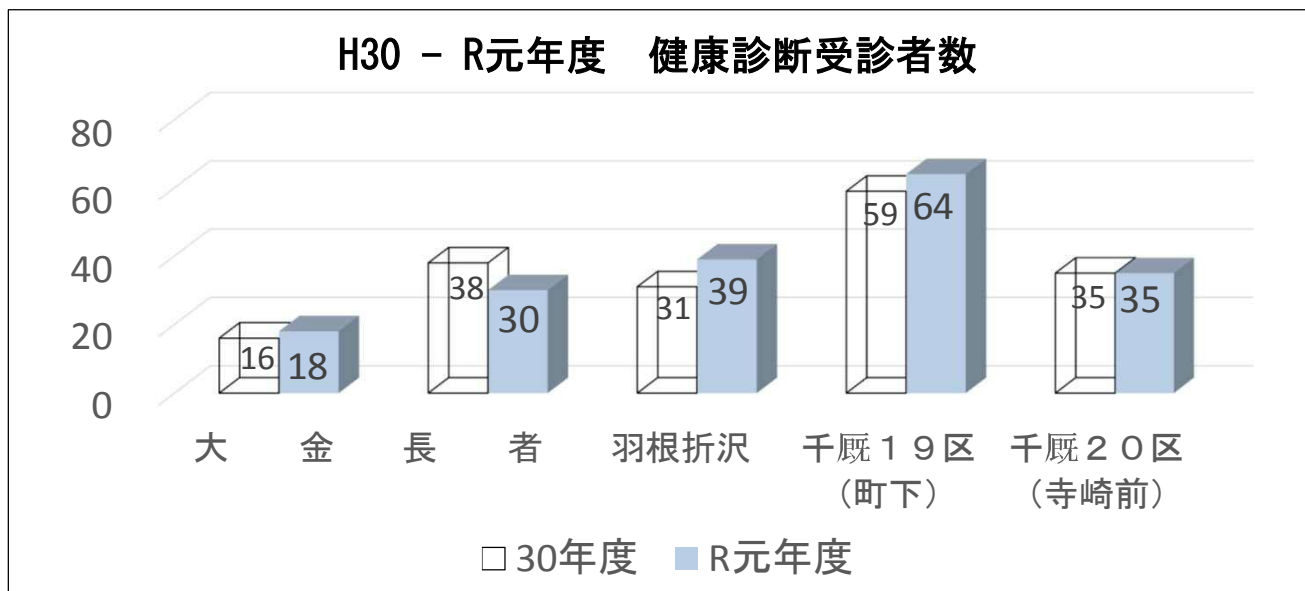
○ 排ガス水銀濃度測定結果								単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
炉	1号炉			2号炉				国の基準値 $50\mu\text{g}/\text{m}^3$
	測定月	5月	9月	1月	5月	9月		
測定日	5月24日	9月12日	1月14日	5月10日	9月12日	1月23日		
測定結果	0.13	0.26	ND	0.23	0.87	ND		

【備考】 ※表中「ND」は検出下限値未満であることを示す。  
 ※1月の測定検出下限値  $0.01\mu\text{g}/\text{m}^3$



### 報告(3) 令和元年度施設周辺住民健康診断受診者数について

大東清掃センター施設周辺住民健康診断受診者調書													
行政区名 \ 年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	
大金	23	23	23	16	23	21	17	22	18	14	16	18	
長者	39	32	27	31	34	35	37	36	35	34	38	30	
羽根折沢	31	29	18	18	26	29	33	28	31	28	31	39	
千厩19区 (町下)	66	70	70	64	65	65	62	65	63	58	59	64	
千厩20区 (寺崎前)	17	18	15	14	21	18	23	28	30	31	35	35	
合計	176	172	153	143	169	168	172	179	177	165	179	186	



一関地区広域行政組合大東清掃センター公害防止対策協議会規程

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合告示第6号

改正 平成20年5月30日 告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、公害防止協定書第14条第2項の規定に基づき、一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）の大東清掃センター公害防止対策協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公害防止協定書第11条第1項に規定する措置の協議に関すること。
- (2) その他公害防止協定の運用のため、必要があると認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 大東清掃センター周辺自治会長及び地域住民を代表する者
- (2) 一関市議会議員のうち、組合議会の議員となった者 2名
- (3) 一関市の支所のうち、大東支所及び千厩支所の衛生担当課長の職にある者

3 前項第1号の委員の任期は、2年とし、同項第2号の委員の任期は、一関市議会議員としての任期による。ただし、同項第1号の委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順位により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要であると認めるときは、臨時に招集することができる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者からの意見の聴取)

第6条 協議会は、所掌事項について協議する場合において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、大東清掃センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、解散前の東磐環境組合大東清掃センター公害防止対策協議会規程（平成11年東磐環境組合告示6号）の規定に基づき委嘱を受けている委員は、この告示の相当規定により委嘱しているものとみなし、その委員の任期は通算する。

附 則（平成20年5月30日告示第4号）

この告示は、平成20年7月1日から施行する。